

個人情報外部委託管理規定

(目的)

第1条 この規程は、(財)日本ハンドボール協会（以下「本協会とする」）が有する個人情報の取扱いを第三者に委託する場合につき、本協会プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。

(適正範囲)

第2条 本規程は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合に適用する。

(個人情報保護管理者の承認)

第3条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託作業責任者は、事前に、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、委託先の個人情報の管理体制につき調査し、所定の水準に達していると認められなければ、前項の承認をしてはならない。

(基本契約及び秘密保持契約の締結)

第4条 前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に、委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。

2 委託先との契約に際しては、委託の内容並びに範囲、及び、とるべき個人情報の安全管理体制などを明確かつ具体的に定めなければならない。

(委託先に対する監督)

第5条 個人情報保護管理者は、定期的に委託先を調査し、これを監督しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、委託先が契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

3 外部委託の担当者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(見直し)

第6条 会長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

第7条 個人情報保護管理者は、本規程の運用のために必要な細則を定めるものとする。

(付則)この規程は平成17年4月1日より施行する。